こども家庭庁 令和6年度 「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」

A·Bコース共通 FAQ

2024年7月



- Q1. こども食堂の利用者には「ひとり親家庭」の方とそうでない方が混在していますが、 対象になりますか?
- A1. 募集要項の助成対象団体に以下のとおり記載しております。
 - (1)困窮するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯のこども等を対象としたこども食堂、 こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者
 - この事業は、ひとり親家庭のみならず、支援を必要とするこどもやその家庭を対象としております。
- Q2. 期間内に利用や配付できなかった場合でも、期間内に購入していれば助成対象になりますか?
- A2. 助成対象にはなりません。助成期間内に利用、配付が完了しているものが対象です。

- Q3. 株式会社や個人事業主で飲食店を経営し、月に数回こども食堂も開催していますが、申請可能ですか?
- A3. こども食堂が非営利で運営されることと、銀行口座が営利活動とは別であることが重要なルールです。 他にも、1年以上の実績があることなどが定められております。 募集要項の対象団体部分をご確認ください。
- Q4. むすびえの他の助成金プログラムへ応募していますが採択結果がまだわからないのです。 不採択の場合も考えこの助成事業にも申請可能でしょうか?
- A4. 申請可能です。なお、同じ事業内容で申請されている場合は、いずれかを辞退してください。
- Q5. 他団体を含めた他助成金プログラムに採択された場合、こども食堂運営費はそちらの助成金で 賄えるので、フードパントリー事業の資金としてこちらの助成金を検討しているが、助成対象団体の 「フードパントリー事業をメインとする団体は対象外」に当てはまりますか?
- A5. 団体がフードパントリー専門団体の場合は対象外ですが、こども食堂も実施している団体が本事業でフードパントリーのみを実施する場合は申請可能です。

- Q6. レトルト食品、カップ麺、お菓子詰め合わせを配付しますが、「食糧費」と「配付品」と どちらに計上したらいいですか?
- A6. 食べられるものは食糧費に計上してください。
- Q7. 日用品には歯ブラシ、トイレットペーパー、生理用品、子供服などは含まれますか?
- A7. 生活必需品(日用品)に含まれます。
- Q8. ボランティア謝金の領収書にはどこまで記載したらいいですか? 押印も必要ですか?
- A8. 受領日と受領者の名前・住所、金額、但書(単価や活動日数など)を記載し、 押印または直筆署名でご対応ください。
- Q9. 食材の購入や引き取りの移動で使用する高速代金は配送料に計上できますか?
- A9. 高速代金が充当可能なエリアは、こども食堂の近隣をイメージしてください。 また計上には、活動記録(使用者名や走行距離、目的など)のほか、必ず領収書が必要です。 ETCであっても領収書の取得をお願いします。

- Q10. 団体事業でこども食堂と学習支援も行っています。 こども食堂(食支援)と別日に学習支援を行っていますが、学習支援だけ実施した日の スタッフ謝金は対象になりますか?
- A10. 学習支援がこども食堂の事業に含まれていることと、申請時の事業計画に含まれていれば 対象となります。
 - ※ 食支援事業を基本とし、食支援と学習支援やその他の事業のバランスを重視してください。